

運用基準 15 社会福祉施設（法第 34 条第 1 号に該当しないもの）【個別付議基準】

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する更生保護事業の用に供する施設（以下、「社会福祉施設」という。）に係る開発行為については、申請の内容が次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- 1 設置及び運営が国の定める基準に適合するものであること。
- 2 当該施設の立地について、神戸市の福祉施策及び都市計画の観点から支障がないと認められるものであること。
- 3 当該施設の開設が確実に許可される見込みであること。
- 4 市街化調整区域に立地させることがやむを得ないと認められる次に掲げる事情のいずれかが存すること。
 - (1) 近隣に係る医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ、立地又は運用する必要があること。
 - (2) 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要があること。
 - (3) 当該施設が提供するサービスの特性から、例えば、当該開発区域周辺の優れた自然環境が必要であると認められる場合など、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要であること。
 - (4) これらに準ずる合理的な事情があること。
- 5 道路その他必要な公共施設等を申請者自らが整備するものであること。